

「さぬき讃レモン」プロモーション等運営委託業務仕様書

1 趣旨

県産レモンは、果樹栽培面積が減少する中、若手農業者を中心に高齢農家の農地を借り受けるなどして生産が増加傾向にある。

本業務は、品質の高い香川県産レモン「さぬき讃レモン」及び「香川県産 璃の香」について、消費拡大キャンペーンの実施、イベントにおける販売・PR 支援、マラソンイベントを活用した情報発信等を行うことにより、認知度向上、消費拡大及び継続的な販売促進を図ることを目的とする。

2 委託者

かがわ農産物流通消費推進協議会 会長 奥田延幸
(事務局：香川県農政水産部農業生産流通課内)

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月23日

4 委託業務の内容

受託者は、以下の事項に基づき、業務全体の実施計画を作成し、協議会と十分協議の上、効果的かつ円滑に業務を実施すること。また、業務終了後は、実施内容、成果及び課題等を取りまとめた報告書を提出すること。

(1) 消費拡大キャンペーン

「香川県産 璃の香」を使用した商品（新規商品開発も可）を県内外の消費者に PR し、認知度向上及び購買促進を図るため、小売店、青果店、飲食店等と連携した消費拡大キャンペーンを企画・実施する。

(ア) 企画の立案・実施

「香川県産 璃の香」を使用した商品の認知度向上及び購入促進につながる企画を立案し、実施すること。

(企画の要件)

- ・小売店、製菓店、飲食店等の参加（5店舗以上）により、対象商品の販売促進につながる企画とすること。
- ・消費拡大の成果（参加者数、来場者数、応募者数、閲覧者数など）が具体的な数値として把握できる企画とすること。企画の提案に当たっては、対象とする消費者と目標値を明確にして提案すること。

(イ) 周知・広報

- ・参加店舗・一般消費者に対するキャンペーン周知を行うこと。方法については、提案を行うこと。
- ・周知資材を作成する場合は、県と協議の上、内容を決定すること。

(2) さぬきマルシェへの出展支援及び PR

かがわマラソン 2027 と同日開催されるさぬきマルシェにおいて、「香川県産 璃の香」又は「さぬき讃レモン」を使用した商品を販売する事業者の出展を支援するとともに、両品目の魅力を効果的に発信する PR を実施することにより、県産農産物の認知度向上、消費拡大及びブランド力向上を図る。

(ア) 時期

令和9年3月21日

(かがわマラソン 2027 及び同日開催されるさぬきマルシェの開催日)

※中止となった場合の対応は、県と協議の上決定する。

(イ) 開催場所

さぬきマルシェ会場

(ウ) 出展事業者の募集・選定・調整

(出展支援対象)

- ・支援対象事業者数は、5店程度とする（会場（5ブース分）は仮予約済み）。
- ・出展事業者は、「香川県産 璃の香」又は「さぬき讃レモン」を使用した商品を販売する者であって、食品衛生法その他関係法令を遵守し、衛生管理を適切に行うことができる者であること。
- ・商品構成の多様性に配慮し、出展内容が著しく重複しないよう調整すること。

(募集・選定)

- ・出展事業者の募集方法、募集期間、応募条件等を提案し、県と協議の上で実施すること。
- ・商品の魅力、PR効果、会場全体のバランスに加え、食品衛生法その他関係法令の遵守状況及び衛生管理体制を確認すること。
- ・応募多数の場合は、県と協議の上、出展事業者を決定すること。

(出展者調整)

- ・出展事業者に対し、出展に必要な情報提供、各種連絡調整、当日の運営案内等を行うこと。
- ・出展事業者が衛生管理を適切に行い、円滑に販売できるよう、必要な支援体制を整えること。

(エ) 運営管理

(事前)

- ・会場使用範囲の設定、出展費、備品・機材・機器使用料の支払い。
- ・保健所、警察、消防その他関係機関への各種申請等の代行。
- ・上記については、NPO法人アーキペラゴと事前に十分協議の上、実施すること。

(当日)

- ・出展事業者への補助（備品・機材・機器の手配等）。
- ・PR企画の運営。
- ・清掃、汚水・ゴミ処理、写真撮影。
- ・傷害保険、賠償責任保険その他必要な保険への加入。

(オ) PR企画及び会場装飾

- ・「香川県産 璃の香」及び「さぬき讃レモン」の認知度向上と購買促進につながるPR企画を実施すること。
- ・来場者に対し、当該商品を販売・PRする企画であることが視覚的に明確に分かるブース装飾とすること。
- ・来場数及び購入数の増加に資するため、趣向を凝らした独自の仕掛けを提案し、実施すること。
- ・必要に応じて、受託者自らがPR企画の一環として出展することを妨げない。この場合に必要な経費も委託料に含むものとする。

(カ) 出店に係る経費負担

- ・出展料、備品・機材・機器使用料その他出展に必要な経費は、委託料に含むものとする。

(3) かがわマラソンでのPR

かがわマラソンにおいて、「さぬき讃レモン」のロゴマークを活用したTシャツを着用したランナーによるPRを実施するとともに、沿道で応援する者に対して応援グッズを配布することにより、「さぬき讃レモン」の認知度向上及びブランドイメージの発信、並びに会場における一体感の醸成を図る。（かがわマラソン実行委員会事務局（香川県交流推進課マラソン準備室内）には本企画を説明済み）

(ア) 実施場所

かがわマラソン会場や沿道等

(イ) Tシャツの作成

- ・「さぬき讃レモン」のロゴマークを活用し、視認性及びPR効果の高いTシャツを企画・作成すること。
- ・ランナーが着用することを踏まえ、通気性、吸汗速乾性等に配慮した仕様とすること。
- ・作成枚数は、募集規模100名程度を想定し、予備分(5枚)を含めて協議会と協議の上決定すること。

(ウ) ランナーの募集・調整

(募集)

- ・PR用Tシャツを着用して「さぬき讃レモン」のPRを行うランナーを100名程度募集すること。
- ・募集方法、募集期間等を提案し、協議会と協議の上で実施すること。
- ・SNS、WEB、チラシ、既存ネットワーク等を活用し、効果的な周知を行うこと。

(参加案内)

- ・参加ランナーに対し、Tシャツの受渡し方法、集合等の必要事項を案内すること。
- ・当日の運営に支障が生じないように、事前の連絡体制を構築すること。

(集合写真の撮影)

- ・大会当日、スタート前の適切な時間及び場所において、可能な場合は、PR用Tシャツを着用したランナーの集合写真を撮影すること。
- ・撮影の実施に当たっては、マラソンイベント主催者の運営に支障を及ぼさないよう配慮し、必要な調整を行うこと。
- ・集合写真については県広報媒体等に活用するため、参加者から事前に許可を得ること。

(エ) 応援グッズの企画・作成・配布

- ・沿道応援者に配布する応援グッズを企画・作成し、配布を行うこと。
- ・「さぬき讃レモン」のPRにつながり、会場の一体感を高める内容とすること。
- ・応援グッズは、沿道で手軽に使用できるものとし、内容は自由提案とする。
- ・スタート付近と、ランナーへの給食配給場所の2か所での実施を必須とし、作成数量を提案すること。
- ・配布方法については、イベント主催者、会場管理者等のルールを遵守し、効果的な場所及び方法で配布を行うこと。

(オ) その他

- ・本業務の実施に当たって必要となる主催者、関係機関等との連絡調整を行うこと。
- ・イベント運営に関する事項、会場内での活動、配布方法、集合写真撮影の可否及び実施方法等については、受託者が必要な確認・調整を行うこと。
- ・必要に応じて、受託者から事務局等へ説明・相談を行う体制を整えること。

(4) その他

◇本業務が遅滞なく、効果的に実施できるよう運営方法や運営体制を提案し、円滑に運営されるよう、関係者等との調整を行うこと。

◇県からの指示により、必要な書類等を提出すること。

◇本業務で制作した成果物については、今後、活用可能な状態でのデータを提出すること。

5 留意事項

○業務の実施

- ・受託者は、業務着手前に業務工程表を作成し、委託者に提出すること。
- ・受託者は、本仕様書及び契約書に基づき、委託者と十分協議のうえ業務を実施すること。
- ・本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議し、その指示に従

うこと。

- ・委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対し業務内容等の変更を求めることがある。この場合の取扱いは契約書の定めによるものとし、受託者は誠実に協議に応じること。

○経費の負担

- ・業務の実施に伴い必要となる物品等については、委託金額に含むものとする。

○実績報告等

- ・受託者は、業務完了後、速やかに業務の成果に関する報告書を作成し、委託者に提出すること。

○委託料の支払

- ・委託料の支払は、業務完了後、受託者から提出された報告書等に基づく検査に合格した後、請求書を受領してから行うものとし、その取扱いは契約書の定めによる。

○成果物の権利関係

- ・業務の実施により生じた著作権その他の知的財産権の帰属については、契約書の定めによる。
- ・受託者は、成果物について、第三者の著作権、肖像権、プライバシー権、商標権、意匠権、パブリシティ権その他の権利を侵害することのないよう、必要な権利処理を自らの責任と費用において行うこと。
- ・写真、イラスト、デザイン、図表、文章、印刷物その他第三者が権利を有する素材を使用する場合は、受託者においてあらかじめ必要な許諾等の手続きを行うこと。
- ・前2項に関し、第三者との間に権利侵害等の紛争が生じた場合は、受託者の責任と費用においてこれを解決し、委託者に損害を与えないこと。

○秘密保持

- ・受託者は、本業務の履行に関して知り得た一切の秘密を保持し、委託者の承諾なく第三者に漏らしてはならない。契約終了後又は解除後も同様とする。
- ・受託者は、委託者から受領し、又は閲覧した資料、データ等を本業務の履行目的以外に使用してはならない。
- ・受託者は、委託者の許可なく、委託者から提供を受けた資料、データ等を複製し、又は複製してはならない。

○個人情報の取扱い

- ・受託者は、本業務の実施に当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令並びに契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・受託者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のため、必要な安全管理措置を講じること。

○法令遵守等

- ・受託者は、業務の実施に当たり、関係法令を遵守するとともに、使用者として労働関係法令等を遵守し、適正な業務執行体制を確保すること。

6 担当部局・担当者

〒760-8570 高松市番町四丁目1-10

かがわ農産物流通消費推進協議会事務局（香川県農政水産部農業生産流通課内）

担当者：則包、平井

電話 087(832)3417（直通）、FAX 087(837)2481